

設定しようとする運賃及び料金の種類、金額及び適用方法

1. 距離制運賃

距離		料金合計
1km	1km あたり単価 180円	180円
5km	1km あたり単価 180円	900円
10km	1km あたり単価 180円	1,800円
20km	1km あたり単価 180円	3,600円
30km	1km あたり単価 180円	5,400円
40km	1km あたり単価 180円	7,200円
50km	1km あたり単価 180円	9,000円
51km以上	50km以上 1kmにつき 150円	9,150円
60km	50km以上 1kmにつき 150円	10,500円
70km	50km以上 1kmにつき 150円	12,000円
80km	50km以上 1kmにつき 150円	13,500円
90km	50km以上 1kmにつき 150円	15,000円
100km	50km以上 1kmにつき 150円	16,500円
101km以上	101km以上 1kmにつき 130円	16,630円

料金額は積載量350kgを限度として実車キロ程の料金とする

2. 時間制運賃

1日8時間を基本として1日貸切料金を16,000円とし、以降1時間増すごとに2,000円を加算する。1時間未満の場合は30分までを増すごとに、1,000円を加える。

3. 個数制運賃

物品1個につき180円とし、持ち戻り物品は個数に参入しない。

4. 諸料金

車両留置料 ⇒ 車両留置料は30分迄毎に1,000円として加算する。

5. 運賃割増率

(1) 品目割増

項目	内 訳	割 増 率
易 損 品	①レントゲン機械、電子計算機等精密機器で 1個の価格が100万円以上のもの ②みこし、仏壇、神仏像	3割以上の 臨時の約束 による。
危 険 品	①高圧ガス取締法に定める品目 ②消防法に定める品目 ③毒物及び劇物取締法に定める品目	2割以上の 臨時の約束 による。
	④火薬類取締法に定める品目 ⑤放射性物質及びこれに類するもの	10割以上の臨時 の約束による。
特 殊 物 件	生きた動物、鮮魚貝類	2 割
汚 わ い 品	塵芥等の廃棄物、し尿	4 割
貴重品及び 高価品等	貴金属、貨幣、証券類、その他の高価品	10割以上の臨時 の約束による。

(2) 特大品割増

1個の長さが、荷台の長さに対してその長さの1割を加えたもの。 重量100kg又は、積載した状態において車輛の高さが、2.2m以上 又は長さが4m以上となるもの。	3割以上の 臨時の約束 による。
--	------------------------

(3) 悪路割増

道路法による道路及びその他の一般交通の用に供する場所、 ならびに自動車道以外の場所に限る。	3 割
--	-----

(4) 休日割増

日曜日及び祝祭日に限る。	2 割
--------------	-----

(5) 深夜早朝割増

午後10時から午前5時までの作業。	3 割
-------------------	-----

6. 運賃料金の適用方法

- (1) 運賃は運賃料金表に掲げてある金額又はこれに割増率を乗じた金額を運賃料金に掲げてある金額に加算した金額とする。
- (2) 運賃は1車1回毎に計算し当該運賃料金に端数があるときは、20円切捨てに、30円以上は50円に、70円は50円に、80円以上は100円として計算する。
- (3) 貨物の長さ重量又は容積が特に大きな時は所定の割増率を適用する。
- (4) 運賃料金は1車1回毎の実キロ程によるものとし、経路が2途以上ある時は、その最短となる経路のキロ程により計算する。
- (5) 運送区間中に悪路割増適用区間に該当する部分がある場合には、当該割増区間運送距離による運賃に対して所定の割増率を乗じて計算額を加算する。
- (6) 深夜早朝割増の適用時間に行われる運送については次の式により算出した額を加算する。

$$\frac{\text{深夜早朝割増適用時間}}{\text{運送時間}} \times \text{運賃(割増が適用されない場合の運賃総額)} \times 0.35$$